

## 国民健康保険と後期高齢者医療制度の被保険者証が8月から切り替わります

国民健康保険…保険年金課 ☎922-1592 ☎922-3178  
後期高齢者医療制度…後期高齢者・重心医療室 ☎922-1367 ☎922-3178

8月から有効となる国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）と後期高齢者医療制度被保険者証を、それぞれ7月中旬に郵送します。

国民健康保険：特定記録郵便で送付します。

### ●簡易書留郵便での送付を希望する場合

6月21日(金)までに150円分の切手を持参し、保険年金課または各サービスセンターで手続きをしてください。

### ●すでに他の健康保険に加入している場合

国保をやめる届け出が必要です。保険年金課または各サービスセンターで手続きをしてください。

#### 【手続きに必要なもの】

- ・加入した職場などの健康保険証と草加市国民健康保険の被保険者証
- ・マイナンバーのわかるもの（通知カード、マイナンバーカード等）

後期高齢者医療制度：簡易書留郵便で送付します。

現在使用している被保険者証は、8月以降に担当窓口へ返却するか、裁断して処分してください。

## 環境審議会委員募集

環境課 ☎922-1519 ☎922-1030  
✉kankyoka@city.soka.saitama.jp

環境保全等について意見を述べ、検討する市民委員を募集します。

■対象 市内在住の20歳以上（7月18日現在）で、市の他の審議会等の委員になっていない人

■募集人数 男女各1人

■任期 委嘱日から2年間

■報酬 会議1回につき7000円

■公開抽選 7月2日(火)午前10時から市役所西棟第3会議室で。

■申し込み 6月25日(火)までに市役所情報コーナー・サービスセンター等で配布する応募用紙（市販のA4用紙も可）に審議会の名称・氏名（ふりがな）・住所・性別・生年月日・年齢・電話番号（あればファクス番号）・メールアドレス・公開抽選日の出欠・現在の職業・主な職歴・地域活動等の経験・小論文「草加市の環境について」（600～800字）を記入し〒340-8550環境課へ。ファクス、メールでも可。

## 児童発達支援センター「あおば学園」見学会

開催日の1週間前までにあおば学園へ。 ☎ ☎936-4972

入園を検討している幼児と保護者を対象に、見学会を行います。

■日時 6月21日(金)、7月3日(水)・25日(木)、8月27日(火)

いずれも午前9時30分～11時

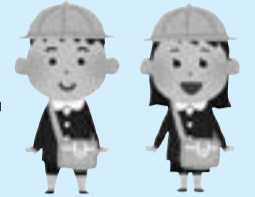
■対象 令和2年4月1日現在、3歳以上の未就学児とその保護者

### あおば学園を知ろう！

あおば学園は、心身の発達に支援が必要な3歳以上の未就学児の療育・支援等を行い、学校教育の基礎となる心と身体を保護者とともに育てていく通園施設です。



## 私立幼稚園児の保護者に補助金を交付



園保育課 ☎922-1491 ☎922-3274

市内在住の私立幼稚園児の保護者に、平成31年度市民税の所得割課税額に応じて就園奨励費補助金を交付します（認定こども園は対象外）。

6月以降、在園幼稚園から調書が配布されますので、必要事項を記入し、幼稚園に提出してください。

調書が配布されない等の問い合わせは在園幼稚園へ。

## ～児童手当・特例給付受給者対象～ 6月末までに現況届の提出を

園子育て支援課 ☎922-1476 ☎922-3274

児童手当・特例給付を受給している人は、毎年6月1日現在の状況を確認するために現況届の提出が必要です。

現況届は、受給者（保護者）が児童を監護している（面倒を見ている）か、所得制限額を超えていないかを確認するためのものです。

5月末に対象者へ現況届を郵送しましたので、記入の上、必要書類（下記参照）をそろえて6月中に返送してください。

現況届の提出がない場合、受給資格があっても6月分以降の手当は支給されません。早めの手続きをお願いします。

### ■現況届に必要な書類

- ①受給者が厚生年金等に加入している場合  
受給者の健康保険証の写しまたは厚生年金等加入証明書
  - ②住民票上、児童が受給者と別居している場合  
監護・生計同一関係申立書
  - ③児童が実子でない場合  
監護・生計維持関係申立書
- 詳細は郵送した案内で確認してください。

## 市内在住者限定！ 姉妹都市昭和村の 宿泊施設利用補助金制度

6月20日(木)  
受け付け  
スタート

園文化観光課 ☎922-2403 ☎922-3406

姉妹都市福島県昭和村の宿泊施設を利用する市民の皆さんへ宿泊費の一部を補助します。

制度や対象施設等の詳細は、市ホームページ等で確認を。

■対象者 市内在住者

■補助額 1泊1人2000円まで  
※1人3泊まで利用可  
※予算に達し次第終了

### ■対象施設

施設名	電話番号
昭和温泉しらかば荘	☎0241-57-2585
ペンション ファミリーイン美女峠	☎0241-57-2870
民宿松屋	☎0241-57-2283
旅館昭和館	☎0241-57-2230
やすらぎの宿とまり木	☎0241-57-3110
古民家ゲストハウスとある宿	☎0241-57-3131
SHARE BASE 昭和村	☎050-3695-3106
田舎暮らし体験住宅	☎0241-57-2240

- 手続き
- ①対象施設へ直接予約。
  - ②宿泊日前日（土・日曜日、祝日を除く）までに同課で配布する申請書を提出し審査を受け、補助券を受け取る。
  - ③精算時に補助券と宿泊者全員の本人確認書類を提出し、補助額を差し引いた宿泊費を支払う。

